

# インフルエンザの出席停止期間について

学校安全保健法はインフルエンザの出席停止期間を次のように定めています。

★発症した後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで登校できません。

ただし、症状により医師が感染の恐れがないと認めたときは、この限りではありません。

発症後、最低5日間は登校不可								
発症当日 (0日目)	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後 5日以内 ※登校 不可	登校可能		
発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目 ※登校 不可	解熱後 2日目 ※登校 不可	登校 可能

## 学校保健安全法

(昭和三十三年四月十日法律第五十六号)

最終改正:平成二七年六月二四日法律第四六号

### 第四節 感染症の予防

(出席停止)

第十九条 校長は、感染症にかかつており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒等があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。

### 学校保健安全法施行規則

(昭和三十三年六月十三日文部省令第十八号)

最終改正:平成二八年三月二二日文部科学省令第四号

### 第三章 感染症の予防

(出席停止の期間の基準)

第十九条 令第六条第二項 の出席停止の期間の基準は、前条の感染症の種類に従い、次のとおりとする。

- 一 第一種の感染症にかかった者については、治癒するまで。
- 二 第二種の感染症(結核及び髄膜炎菌性髄膜炎を除く。)にかかった者については、次の期間。ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りでない。

イ インフルエンザ(特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)にあつては、**発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日**(幼児にあつては、三日)を経過するまで。